

補助金の交付状況に係る調書【平成29年度交付分】

補助金の名称	浄化槽雨水貯留施設転用費補助金			市の担当部課	都市整備部土木管理課			
				問い合わせ先	0568-44-0334			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	対象市民1名			代表者名	—			
関係規定	法令	—			条例	—		
	規則等	補助金等交付規則			要綱	犬山市浄化槽雨水利用貯留施設転用費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）	公募により選定		補助開始年度	平成23年度	補助終了年度	未設定		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）	—							
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）	台風やゲリラ豪雨による浸水被害が頻発していることを受け、既設浄化槽を雨水利用貯留施設に対し転用費補助金を交付し、降雨時における河川の急激な増水等を軽減する。							
補助金の額 （ ）は一般財源の額	平成27年度実績		平成28年度実績		平成29年度実績		平成30年度予算	
	48,800 円		0 円		50,000 円		1,000,000 円	
	(48,800 円)		(0 円)		(50,000 円)		(1,000,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容	市内居住者が、下水道への接続等により不要となる既設浄化槽を雨水利用貯留施設に転用する場合において、その工事費に対して補助を行う。							
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—				
	うち補助事業全体の経費			152,280 円				
	うち補助対象経費			152,280 円				
	補助対象経費の内訳			雨水集配管及び雨水管の取付工事費			48,600 円	
				ポンプ本体及びポンプ設置に係る工事費			86,400 円	
				その他転用するために行う工事費			17,280 円	
補助額の算出方法	補助率、補助額		転用工事にかかる費用の2分の1					
	補助限度額		50,000円					
	精算の有無（変更交付）	有	その理由	交付決定後、工事完了報告書に添付の領収書に記載された額に基づき交付額を決定するため				
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）	平成23年度から平成29年度における補助件数は5件。その効果を数値で示すことは難しいが、降雨時の道路側溝及び河川への流入が一時的に減り、急激な増水、濁水及び洪水の軽減並びに防災対策が進むことに加え、浄化槽の廃止に伴う廃棄物の発生を抑え、環境への負荷軽減にもつながっている。							
その他参考事項	平成30年度より、これまで浄化槽転用のみの補助金だったものを、雨水タンク、雨水浸透柵にも補助を広げた「雨水貯留浸透施設設置費補助金」を開始した。							
	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—				
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—				
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無						—		

※平成29年度の実績に基づき作成しています。